

【必ずお読みください】

お客様※は、本ソフトウェアを使用するにあたり、以下のソフトウェア使用許諾契約(以下、「本契約」といいます。)の内容に同意していただく必要があります(同意いただけない場合、お客様は、本ソフトウェアを使用することはできません。)

本契約の内容を十分にご確認の上、本契約に同意いただける場合は、本画面下部の「同意する」ボタンをクリック又は押下し、ダウンロード/インストールを行ってください。

※WinDirector®をマルチテナントでのご利用をされる場合に限り、「お客様」には NTT データに事前報告のあったグループ会社(会社法及び会社計算規則に定める子会社及び関連会社)を含みます。「ソフトウェア使用許諾契約書」においても同じです。

ソフトウェア使用許諾契約書

(契約の成立)

第1条 お客様は、次の各号のいずれかを行った場合に、本契約の内容に同意したものとみなされ、このお客様の同意をもって、本契約は成立するものとします。

- (1) 本画面下部の「同意する」ボタンをクリック又は押下したとき。
- (2) 本ソフトウェアの全部又は一部を、コンピュータに搭載又は接続するハードディスク、メモリ、CD型記録メディア、DVD型記録メディア、その他の記録媒体(以下「記録媒体」という)へダウンロード、インストール等により一時的であるか否かを問わず複製したとき。
- (3) 本ソフトウェアを使用したとき。

(著作権)

第2条 本ソフトウェアの著作権及びその他一切の権利は、株式会社NTTデータ(以下「NTTデータ」という)あるいはNTTデータに権利を許諾する第三者に帰属します。本契約書に明示的に定められる使用権等を除き、NTTデータはお客様に対し関連する権利(商標、商号、サービスマーク、その他の使用権を含むがこれらに限らない)の使用を許諾するものではありません。なお、本ソフトウェアに含まれるWinActor Managerに関する著作権その他の権利については、エヌ・ティ・ティ・アドバンステクノロジー株式会社に帰属するものであり、当該著作物の利用条件は本契約に準じるものとします。

- 2 お客様は本ソフトウェアおよび関連する文書、図面、ドキュメント等を、善良なる管理者の注意義務をもって管理し、お客様が保有し管理する他の著作物と同様に扱うものとします。
- 3 本契約にかかわらず、本ソフトウェアに含まれるオープンソースソフトウェア(以下「OSS」という)については、OSSライセンスが適用されるものとします。本ソフトウェアに含まれるOSSおよび当該OSSに適用されるライセンス条件はNTTデータがお客様に別途提示する「OSSライセンスが適用されるソフトウェア一覧」に明示されるものとします。

(使用許諾)

第3条 NTTデータはお客様に、本ソフトウェアの日本国内における非独占的な使用を許諾します。

- 2 お客様は、本ソフトウェアを、お客様が所有するコンピュータ1台においてのみ使用することができます。
- 3 お客様は、本ソフトウェアを自らが使用する目的において、前項に掲げるコンピュータにて用いられる記録媒体に複製(本ソフトウェアのインストールを含む)することができます。
- 4 本契約は、お客様によって複製されたソフトウェアについても、適用されるものとします。

(禁止事項等)

第4条 お客様は、本ソフトウェア及びその複製物を、譲渡、貸与、リース、公衆送信(ネットワークに接続された機器へのアップロード行為を含む)、及びその他の方法による第三者への提供を行ったり、再使用許諾したりすることはできません。ただし、お客様は自己の責任において、本ソフトウェアをインストールしたコンピュータの運用あるいは保守のためにのみ、本ソフトウェアを第三者に使

用させることができます。この場合、お客様は当該第三者に本契約と同一条件で使用させるものとし、当該第三者が本契約で規定した本ソフトウェアの使用条件に違反してNTT データに損害を及ぼした場合は、当該損害を賠償する責を負うものとします。

- 2 お客様は、本ソフトウェアの全部又は一部について、翻訳、翻案、修正、改変、追加、及び逆コンパイル、逆アセンブル等のリバースエンジニアリング（実行ファイル、オブジェクトコード等を解析して人間が読み取り可能な形式に変換すること）を行うことはできません。
- 3 お客様は、本ソフトウェアに表示された著作権表示を削除、改変、または覆い隠すことはできません。
- 4 お客様は、本ソフトウェアを、武器又は武器製造関連若しくは第三者への迷惑行為等、法令又は公序良俗に違反することを目的として使用してはならないものとします。お客様は、かかる違反により生ずるいかなる問題に対しても、NTT データに責任が生じないようにするとともに、NTT およびNTT データに生じた一切の損害につき賠償する責を負うものとします。
- 5 お客様は本ソフトウェアのバージョンアップ製品をインストールする場合、既にインストール済の製品（以下「旧バージョン製品」という）をアンインストールするものとします。なお、旧バージョン製品におけるデータをコンバートする必要があるときは、速やかにコンバート作業を行ない、作業終了次第、旧バージョン製品をアンインストールしなければなりません。
- 6 お客様は、NTT データの書面による承諾を得ることなく、本契約に定められる条件を超えて、本ソフトウェアを使用したり、本契約上の地位、本契約上の権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡したりすることはできません。

（機密保持）

- 第5条 お客様は、本契約により提供される本ソフトウェア、その関連書類等の情報及び本契約の内容のうち公然と知られていないものについて、その機密を保持するものとし、NTT データの承諾を得ることなく、いかなる第三者に対しても開示又は漏洩してはなりません。

（免責）

- 第6条 NTT データは、本ソフトウェアに契約不適合（ソフトウェアについてNTT データが提供する操作マニュアルに記載された仕様どおり動作しないことをいう。以下同じ。）があった場合、ご購入日から30日間、本ソフトウェアを交換するか又は本ソフトウェアの単価に数量を乗じた金額を限度として保証します。ただし、契約不適合の原因がお客様の責めに帰すべき場合は、この限りではありません。なお、当該契約不適合がNTT データの責に帰すべきものでない事由（別途提示する「OSSライセンスが適用されるソフトウェア一覧」に記載のOSSの不具合、権利侵害等に起因する事由、当該OSSとその他のソフトウェア若しくはハードウェアを組み合わせたことに起因する事由、並びにNTT データが提供する操作マニュアルに規定又はNTT データから指示された設定を変更すること及びソフトウェア以外のソフトウェアをコンピュータにインストールしたことに起因する事由等を含むがこれらに限られない）であると認められたときは、NTT データは一切の責任を負わないものとします。本ソフトウェアに関するNTT データの責任は、上記の範囲に限られ、本ソフトウェアの動作保証、使用目的への適合性の保証、NTT データの口頭または書面等による一切の情報または助言の正確性の保証、使用結果についての的確性や信頼性の保証、及び契約不適合責任も含め、直接、間接に被ったいかなる損害に対しても一切の責任を負いません。
- 2 NTT データは、本ソフトウェアが第三者の著作権、その他如何なる権利も侵害しないことを保証しません。また、著作権、その他の権利侵害を直接又は間接の原因としてなされる如何なる請求（お客様と第三者との間の紛争を理由に、お客様からなされる請求を含む）に関しても、NTT データは一切の責任を負いません。
 - 3 NTT データは、本契約により、本ソフトウェアのバージョンアップ版、追加機能及びサポート等の提供義務を負うものではありません。

（輸出管理）

- 第7条 お客様は、本ソフトウェア及びそれに含まれる技術を海外に持出し又は外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という）上の非居住者に提供する場合（本ソフトウェアがインストール又は複製

されたコンピュータ若しくは記録媒体を海外に持ち出す場合及び外為法上の非居住者に提供する場合を含む）は、外為法上要求される経済産業大臣の輸出許可を取得するなど、外為法及びその他の法律等に基づき要求される手続きを適正に行うものとします。なお、お客様による自己使用のための一時的持ち出しの場合でも、本ソフトウェアを日本国輸出貿易管理令別表第4および第3の2に掲げる国に持ち出してはなりません。

（仕様変更）

第8条 NTT データは、本ソフトウェアの仕様を、事前にお客様へ通知することなく変更する場合があります。本契約締結時における本ソフトウェアと同等の使用環境を永続的に保証するものではありません。

（契約の終了）

- 第9条 お客様は、自らが複製した本ソフトウェア及びその複製物の全てを消去又は破棄することにより、本契約を終了させることができます。このとき、本ソフトウェアの使用許諾に係る対価の返還を、NTT データに求めることはできません。
- 2 お客様が本契約に違反した場合、本契約は終了します。その場合、お客様は、本ソフトウェア及びその複製物の全てを直ちに消去又は破棄することとします。
 - 3 お客様は、理由の如何を問わず、本契約の終了について NTT データに対し 補償金その他いかなる名目での支払いも請求することはできません。
 - 4 本契約終了後も、第5条、第6条、第11条の規定は有効に存続するものとします。

（契約の変更）

- 第10条 NTT データは、次の各号のいずれかに該当する場合には、本契約を変更することができるものとします。
- (1) 本契約の変更が、お客様の利益に適合する場合
 - (2) 本契約の変更が、本契約をした目的に反せず、かつ変更に係る事情に照らして合理的なものである場合
- 2 NTT データは、前項により本契約を変更する場合には、変更の2週間前までに、NTT データのウェブサイトその他のNTT データが適切と判断する方法により、次の各号に定める事項を周知するものとします。
- (1) 本契約を変更する旨
 - (2) 本契約変更後の本契約の内容
 - (3) 変更後の本契約の効力発生日
- 3 お客様は、本契約の変更不同意の場合、変更後の本契約の効力発生日までに、第9条（契約の終了）1項により、本契約を終了させるものとします。

（反社会的勢力との関係排除）

- 第11条 お客様及びNTT データは、次の各号に定める事項を表明し、保証するものとします。
- (1) 自己及び自己の役員が反社会的勢力（平成19年6月19日付犯罪対策閣僚会議発表の『企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針』に定義する「反社会的勢力」をいう。以下同じ。）でないこと、また反社会的勢力でなかったこと
 - (2) 自己及び自己の役員が、自己の不当な利得その他目的の如何を問わず、反社会的勢力の威力等を利用しないこと
 - (3) 自己及び自己の役員が反社会的勢力に対して資金を提供するなど、反社会的勢力の維持運営に協力しないこと
 - (4) 自己及び自己の役員が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないこと
 - (5) 自己及び自己の役員が自ら又は第三者を利用して、相手方に対し暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求を行い、相手方の名誉や信用を毀損せず、また、相手方の業務を妨害しないこと

(管轄裁判所及び準拠法)

第12条 本契約に関する一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審専属的合意管轄裁判所として処理するものとします。

2 本契約の成立及び効力並びに本契約に関して発生する問題の解釈及び履行等については、日本国の法律に準拠するものとします。

2024年2月21日

株式会社NTTデータ